

観参第511号の3
令和8年10月1日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー及びタクシー事業者）から交付された
運送引受書の保存について（通知）

標記について、別添のとおり旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正により、本年10月1日以降に申込みがされたハイヤー旅客運送については、一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー及びタクシー事業者）は、ハイヤー旅客運送の申込者に対し、運送の日時・契約の相手方等を記載した運送引受書の交付及び3年間の保存が義務付けられます。

この運送引受書については、旅行業務に係る運送契約の内容を確認するための資料となるものであり、後日、無許可営業や営業区域違反等の疑いが判明した場合には、関係資料として確認させていただく場合があります。

つきましては、旅行者においても、ハイヤー及びタクシー事業者から交付された運送引受書を、運行終了日から3年間、適切に保存いただくよう、登録旅行者に対して、周知方よろしくお願い致します。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人日本旅行業協会会長及び一般社団法人全国旅行業協会会長に対しても通知したことを申し添えます。